臭化メチル	1G	有	—	F－T	C	14.4、17.2.3、17.3.2、17.4.1、17.5
塩化メチル	2G	—	—	F－T	C	17.2.3
混合C４貨物	2G	—	—	F－T	C	14.4、17.2.2、17.4.2、17.4.3、17.6、17.20
モノエチルアミン*	2G	—	—	F－T	C	14.4、17.2.1、17.3.1、17.9、17.10、17.11.1、17.15
窒素	3G	—	—	A	C	17.17
ペンタン*	2G	—	—	F	R	17.9、17.11
ペンテン*	2G	—	—	F	R	17.9、17.11
プロパン	2G	—	—	F	R	
プロピレン	2G	—	—	F	R	
酸化プロピレン*	2G	—	不活性化	F－T	C	14.4.3、17.3.1、17.4.1、17.6.1、17.9、17.10、17.18
冷媒ガス	3G	—	—	—	R	
二酸化イオウ	1G	有	乾燥	T	C	14.4、17.3.2、17.4.1、17.5、17.7
塩化ビニル	2G	—	—	F－T	C	14.4.2、14.4.3、17.2.2、17.2.3、17.3.1、17.6、17.19
ビニルエチルエーテル*	2G	—	不活性化	F－T	C	14.4.2、14.4.3、17.2.2、17.3.1、17.6.1、17.8、17.9、17.10、17.11.2、17.11.3
塩化ビニリデン*	2G	—	不活性化	F－T	C	14.4.2、14.4.3、17.2.5、17.6.1、17.8、17.9、17.10
その他の液化ガス物質	y					

別表第七の二備考１中⑤を⑥とし、④を⑤とし、③の次に次のように加える。

⑷　タイプ１Ｇ船により運送することとされた貨物は、一体型タンク以外のタンクにより運送すること。

別表第七の二備考２中「「Ｏ」及び「Ｆ－Ｔ」」を「「Ｆ－Ｔ」及び「Ａ」」に改め、同表備考２⑴中「引火性ガス検知装置」を「表中「品名」の欄に記載されている物質の爆発下限界の１／20のガス濃度を計測できる検知装置」に改め、同表備考２⑵中「毒性ガス検知装置」を「表中「品名」の欄に記載されている物質に係る安全データシートに記載された許容濃度（暴露限界値（Threshold Limit Value（TLV値））のうち最も厳しいもの）を計測できる検知装置」に改め、同表備考２中③を削り、④を③とし、③の次に次のように加える。

⑷　Ａは、表中「品名」の欄に記載されている物質のガス濃度を計測できる検知装置を示す。

別表第七の二備考３中「第201条第１項第１号」を「規則第201条第１項第１号」に改める。

別表第七の二備考４を次のように改める。

４　品名中、冷媒ガスとは、非毒性かつ非引火性ガスをいう。

別表第七の二備考５を次のように改める。

５　「特別要件」の番号は、次に定めるとおりとする。なお、各番号は、液化ガスばら積船の構造及び設備に関する国際規約の項番号を示す。

14.3.3.1　各自蔵式呼吸具に対し、予備の空気ボンベを備えること。

14.4　人身保護に係る要件

人身保護のための次の措置を講ずること。

14.4.2　非常時の脱出のための適当な呼吸保護具及び目の保護具を乗船者の数以上に備えること。呼吸保護具は、消火用又は貨物取扱い作業用に使用してはならず、かつ、この旨表示しておくこと。

14.4.3　適切な標示がなされ、かつ、あらゆる気象条件において使用できる除染シャワー及び洗眼器を甲板上の利用しやすい場所に備え付けること。

14.4.4　規則第239条第１項第２号に規定する保護衣は、気密のものとすること。

17.2　貨物タンク、管装置及びその他の装置の材料として次に示すものは使用しないこと。

17.2.1　銅、銅合金、亜鉛及び水銀

17.2.2　マグネシウム、銅、銀、水銀及びその他のアセチリド形成金属

17.2.3　アルミニウム及びアルミニウム合金

17.2.4　銅、銅合金、亜鉛及び亜鉛メッキ鋼

17.2.5　アルミニウム、銅及びこれらの合金

17.2.6　銅及び銅の含有率が１％を超える銅合金

17.3　独立型タンク

17.3.1　独立型タンク以外のタンクで運送しないこと。

17.3.2　貨物タンクの設計圧力は、封入圧力及び圧力式の揚荷を行う場合の圧力を考慮すること。

17.4　冷却装置に係る要件

17.4.1　間接式以外のものを使用しないこと。

17.4.2　危険な過酸化物を容易に形成する貨物を運送する場合は、貨物の重合を防止するために次のいずれかの方法を用いること。

⑴　貨物タンク内に凝縮器を配置した間接方式

⑵　間接方式又は組合せ方式、かつ、いかなる箇所においても液体貨物が集積しないような凝縮装置を使用する方法又は貨物タンクの上方から安定剤を添加する方法

⑶　貨物タンク外に凝縮器を配置した間接方式、かつ、いかなる箇所においても液体貨物が集積しないような凝縮装置を使用する方法又は貨物タンクの上方から安定剤を添加する方法